

新潟県景観規則をここに公布する。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第55号

新潟県景観規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)並びに新潟県景観条例(令和2年新潟県条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画の軽微な変更)

第2条 条例第3条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 法第8条第2項各号に掲げる事項の変更
- (2) 法第8条第3項の方針の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める変更
(行為の届出)

第3条 省令第1条第1項及び条例第8条第1項の届出書は、別記第1号様式によるものとする。

2 条例第8条第1項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、第1号ア若しくはウ又は第2号ア、ウ若しくはエに規定する縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、知事が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

- (1) 条例第7条第1号に掲げる行為にあっては、次に掲げる図書
 - ア 当該行為を行う区域及びその周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
 - イ 当該行為を行う区域及びその周辺の状況を示す写真
 - ウ 当該行為の方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- (2) 条例第7条第2号に掲げる行為にあっては、次に掲げる図書
 - ア 当該行為を行う場所及びその周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
 - イ 当該行為を行う場所及びその周辺の状況を示す写真
 - ウ 当該行為の方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
 - エ 堆積しようとする物件(当該物件に係る遮へい物がある場合は、当該遮へい物を含む。)の立面図で縮尺50分の1以上のもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

3 前項の規定にかかわらず、知事は、同項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(行為の変更の届出)

第4条 法第16条第2項の規定による変更の届出は、別記第2号様式を提出して行うものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第5条 法第16条第5項の規定による通知は、別記第3号様式を提出して行うものとする。この場合において、当該通知には、省令第1条第2項及び第3項並びに条例第8条第1項の規定の例により図書を添付するものとする。

(届出を要しない行為の規模等)

第6条 条例第9条第1項第1号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- (1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項各号に掲げる工作物、同条第2項各号に掲げる工作物及び同条第3項各号に掲げる工作物
- (2) 架空電線路用及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に掲げる電気事業者の保安通信設備用の鉄塔
- (3) 太陽電池発電設備及び風力発電設備(電気事業法第2条第1項第18号に掲げる電気工作物であるものに限る。)

2 条例第9条第1項第1号の規則で定める規模以下のものは、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 建築物の新築又は移転 当該行為後の高さが15メートル以下で、かつ、建築面積が1,000平方メートル以下のもの
- (2) 建築物の増築又は改築 次のア又はイのいずれかに該当するもの以外のもの

- ア 当該行為に係る建築面積が200平方メートルを超え、かつ、当該行為後の建築面積が1,000平方メートルを超えるもの
- イ 当該行為後の高さが15メートルを超え、かつ、当該行為に係る建築面積が10平方メートルを超えるもの（当該行為後の高さが行為前の高さを超えない場合にあつては、当該行為に係る高さが15メートルを超えるものに限る。）
- (3) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 次のア及びイのいずれにも該当するもの以外のもの
 - ア 当該建築物の高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超えるもの
 - イ 当該行為に係る壁面又は屋根面の面積がそれぞれ当該面の面積の2分の1を超えるもの
- (4) 工作物の新設又は移転 当該行為後の高さが15メートル以下で、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下のもの
- (5) 工作物の増築又は改築 次のア又はイのいずれかに該当するもの以外のもの
 - ア 当該行為に係る築造面積が200平方メートルを超え、かつ、当該行為後の築造面積が1,000平方メートルを超えるもの
 - イ 当該行為後の高さが15メートルを超え、かつ、当該行為に係る築造面積が10平方メートルを超えるもの（当該行為後の高さが行為前の高さを超えない場合にあつては、当該行為に係る高さが15メートルを超えるものに限る。）
- (6) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 次のア及びイのいずれにも該当するもの以外のもの
 - ア 当該工作物の高さが15メートルを超え、又は築造面積が1,000平方メートルを超えるもの
 - イ 当該行為に係る部分の面積が当該外観の面積の2分の1を超えるもの
- (7) 法第16条第1項第3号及び条例第7条第1号に掲げる行為 当該行為に係る面積が3,000平方メートル以下で、かつ、当該行為により生じるのり面又は擁壁の高さが5メートル以下のもの
- (8) 条例第7条第2号に掲げる行為 当該行為に係る物件の高さが3メートル以下で、かつ、その用に供される土地の面積が1,000平方メートル以下のもの
- 3 条例第9条第1項第3号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。
 - (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項、第127条第1項又は第139条第1項の届出に係る行為
 - (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第1項から第3項まで若しくは第16条第1項から第3項までの規定による公園事業の執行、同法第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項の許可に係る行為又は同法第68条第1項の規定による協議に係る行為
 - (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定により地方公共団体の条例で定める風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号）第3条第1項の許可に係る行為、同条第2項の規定による協議に係る行為又は同条第3項の規定による通知に係る行為
 - (4) 新潟県立自然公園条例（昭和43年新潟県条例第28号）第8条第1項から第3項までの規定による公園事業の執行又は同条例第12条第3項の許可に係る行為
 - (5) 新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第13条第1項若しくは第35条第1項の許可に係る行為又は同条例第14条第1項（同条例第29条及び第37条において準用する場合を含む。）若しくは第28条第1項の届出に係る行為
- 4 条例第9条第1項第4号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。
 - (1) 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更
 - (2) 外部から見通すことができない場所において行う物件の堆積
 - (3) 堆積の期間が90日を超えない物件の堆積
 - (4) 地盤面下又は水面下において行う行為
 - (5) 第1項各号に掲げる工作物以外の工作物の建設等（身分証明書）

第7条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、別記第4号様式によるものとする。

（景観重要建造物を表示する標識）

第8条 法第21条第2項の規定により設置する標識は、所有者及び管理者と協議の上、景観重要建造物の良好な景観を阻害しない場所に設置するものとする。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第9条 条例第15条第4号の規則で定めるものは、次に掲げる基準とする。

- (1) 景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに知事と協議して当該景観重要建造物の滅失を防ぐ措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。
- (3) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成しているものにあつては、条例第18条各号に掲げる基準に準じて管理すること。
(景観重要樹木を表示する標識)

第10条 法第30条第2項の規定により設置する標識は、所有者及び管理者と協議の上、景観重要樹木の良好な景観を阻害しない場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第11条 条例第18条第3号の規則で定めるものは、次に掲げる基準とする。

- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、適切に保育すること。
- (2) 景観重要樹木に滅失、枯死等のおそれがあると認めるときは、直ちに知事と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

新潟県知事 様

(郵便番号 ー)

届出者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名
連絡先(電話番号))

景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

行為の場所				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類	□ 建築物	□ 新築 □ 増築 □ 改築 □ 移転		
		□ 外観の変更(□ 修繕 □ 模様替 □ 色彩の変更)		
	□ 工作物	□ 新設 □ 増築 □ 改築 □ 移転		
		□ 外観の変更(□ 修繕 □ 模様替 □ 色彩の変更)		
	□ 開発行為	用途		
□ 土地の形質の変更	□ 土地の開墾 □ 土石の採取 □ 鉱物の掘採			
□ 屋外における物件の堆積	□ 土石 □ 廃棄物 □ 再生資源			
届出内容に係る照会先	所在地			
	所属 担当者名			
	電話番号			
	メールアドレス			

※	受理	審査	備考(意見等)
---	----	----	---------

処 理 欄			
-------------	--	--	--

設 計 又 は 施 行 方 法	建 築 物 工 作 物	区分	行為部分		既存部分	合計	
		敷地面積	m ²				
		建築・築造面積	m ²		m ²	m ²	
		延べ面積	m ²		m ²	m ²	
		最高高さ	m		m		
		外観変更面積	m ²		m ²		
		構造			階数		
		色彩 (マンセル値)	建築物	屋根			
				外壁			
			工作物				
開発行為	区域の面積	m ²		のり面の高さ	m		
土地の形質 の変更	区域の面積	m ²		のり面の高さ	m		
物件の堆積	面積	m ²		高さ	m		
特記事項							

備考

- 1 「行為の種類」欄は、該当する口にレ印を記入してください。
- 2 「外観変更面積」欄は、建築物に係る行為にあつては、代表面（変更面積が最も大きい面）について記入してください。
- 3 景観法施行規則第1条第2項各号又は新潟県景観規則第3条第2項各号に掲げる図書を添付してください。
- 4 ※処理欄は、記入しないでください。

第2号様式（第4条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

新潟県知事 様

(郵便番号 ー)

届出者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名)

連絡先(電話番号)

景観法第16条第2項の規定により、景観計画区域内における行為の変更について、次のとおり届け出ます。

届出書受理番号	年 月 日 第 号			
行為の場所				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
設計又は施行方法の変更内容	変更前		変更後	
	所在地			
	所属			

届出内容に係る照会先	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	
特記事項		

※ 処 理 欄	受理	審査	備考（意見等）

備考

- 1 設計又は施行方法の変更の内容が分かる書類、図面、写真等を添付してください。
- 2 ※処理欄は、記入しないでください。

第3号様式（第5条関係）

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

新潟県知事 様

（郵便番号 ー ）

提出者 事務所の所在地

名称

代表者の氏名

連絡先（電話番号 ）

景観法第16条第5項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり通知します。

行為の場所				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類	□ 建築物	□ 新築 □ 増築 □ 改築 □ 移転		
		□ 外観の変更（□ 修繕 □ 模様替 □ 色彩の変更）		
	用途			
	□ 工作物	□ 新設 □ 増築 □ 改築 □ 移転		
		□ 外観の変更（□ 修繕 □ 模様替 □ 色彩の変更）		
種類				
□ 開発行為		用途		
□ 土地の形質の変更		□ 土地の開墾 □ 土石の採取 □ 鉱物の掘採		
		□ その他：		
□ 屋外における物件の堆積		□ 土石 □ 廃棄物 □ 再生資源		
		□ その他：		
届出内容に係る照会先	所在地			
	所属			
	担当者名			
	電話番号			
	メールアドレス			

※ 処 理 欄	受理	備考（意見等）

設計 又は 施行 方法	建築物 工作物	区分	行為部分	既存部分	合計	
		敷地面積		m ²		
		建築・築造面積		m ²	m ²	m ²
		延べ面積		m ²	m ²	m ²
		最高高さ		m	m	
		外観変更面積		m ²	m ²	
		構造			階数	
		色彩 (マンセル値)	建築物	屋根		
				外壁		
			工作物			
開発行為	区域の面積		m ²	のり面の高さ	m	
土地の形質 の変更	区域の面積		m ²	のり面の高さ	m	
物件の堆積	面積		m ²	高さ	m	
特記事項						

備考

- 1 「行為の種類」欄は、該当する□にレ印を記入してください。
- 2 「外観変更面積」欄は、建築物に係る行為にあつては、代表面（変更面積が最も大きい面）について記入してください。
- 3 景観法施行規則第1条第2項各号又は新潟県景観規則第3条第2項各号に掲げる図書を添付してください。
- 4 ※処理欄は、記入しないでください。

第4号様式（第7条関係）

（縦6センチメートル、横9センチメートル）

（表）

身分証明書		第 号
写 真	所属	
	職名	
	氏名	
<p>上記の者は、景観法第17条第6項に規定する原状回復等又は同条第7項の規定による立入検査若しくは立入調査を行う職員であることを証明する。</p>		
<p>年 月 日</p>		
		新潟県知事 印

(変更命令等)

第17条 (略)

2～5 (略)

- 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
- 8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。